

□別表 4-4-1 届出対象建築物等の色彩基準

	外壁							屋根色			色彩による景観形成の考え方							
	外壁基本色			強調色			アクセント色	色相										
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度		色相	明度	彩度								
一般地域	砂川地域 基地跡地関連地域 一般市街地地域	00R~4.9YR	4以上85未満 85以上	4以下 1.5以下	00R~4.9YR	-	-	-	屋根の立ち上がりを *9外観としてとらえ 外壁面に含めて 面積割合を計算する。			一般地域 砂川地域 基地跡地関連地域 一般市街地地域	・外壁の色彩については、周辺の街並みや地域の水や緑との調和するよう、中彩度までの色彩を基本とします。					
		50YR~50Y	4以上85未満 85以上	6以下 2以下	50YR~50Y									6以下				
		その他	4以上85未満 85以上	2以下 1以下	その他									2以下				
景観形成地区	都市軸沿道地区 中心市街地地区 新市街地地区 五日市街道地区	00R~4.9YR	4以上85未満	4以下	00R~4.9YR	-	-	-	屋根の立ち上がりを *9外観としてとらえ 外壁面に含めて 面積割合を計算する。			都市軸沿道地区	・外壁の色彩については、秩序感のある建築物等による先進的な都市の街並みとなるよう、高明度・低彩度の色彩を基本とするが、歩行者空間に面しては、にぎわいの連続性が感じられる色彩を基本とします。 ・アクセント色については、特に基準値を定めないこととするが、周辺地域への影響を考慮し、国営昭和記念公園などの*7主な視点からの見え方に配慮した色彩とします。					
			85以上	1.5以下										4以下				
		50YR~50Y	4以上85未満	6以下	50YR~50Y									6以下				
			85以上	2以下														
		その他	4以上85未満	2以下	その他							2以下						
			85以上	1以下														
	玉川上水地区	10m未満かつ延べ面積500㎡未満	00R~4.9YR	4以上85未満 85以上	4以下 1.5以下	-	-	-	-	50YR~50Y	6以下	4以下	景観形成地区 玉川上水地区 立川崖線地区 国分寺崖線地区	・外壁の色彩については、地域の豊かな緑が街並みに映えるよう、低・中彩度の暖色系の色彩を基本とします。 ・屋根色については、地域の豊かな緑が映える市街地から突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を基本とします。 ・アクセント色については、周辺地域への影響を考慮し、強い色彩の使用を避け、自然の緑との極端な対比とならない自然環境に配慮した色彩とします。				
			50YR~50Y	4以上85未満	6以下										-	-	-	-
				85以上	2以下													
その他	4以上85未満	2以下	-	-	-	-	-											
	85以上	1以下																
10m以上又は延べ面積500㎡以上	00R~50Y	4以上85未満	4以下	00R~4.9YR 50YR~50Y	-	-	-	-	50YR~50Y	6以下	4以下							
	その他		1以下	その他								2以下						
立川崖線地区 国分寺崖線地区	00R~50Y	4以上85未満	4以下	00R~4.9YR 50YR~50Y	-	-	-	-	50YR~50Y	6以下	4以下							
	その他		1以下	その他								2以下						
備考																		
<p>・街並みの中で著しく目立つものとして認識される赤や金色などの着色をしたガラスの使用は避け、ガラスの反射や透過による色彩も含めて周辺の街並み景観から突出しないことを基本とする。</p> <p>・地域で伝統的に使われている屋根材、外壁材などがある場合は、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅版、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等や工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分の色彩についてはこの基準によらないことができるが、周辺の街並みと調和を図るものとする。</p> <p>・*38 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合や石材などの地域固有の自然素材を使用する場合については、景観審議会の意見を聴取した上で、これを尊重する。</p> <p>・その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。</p>																		

(注) 工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様にする。ただし他の法令で使用する色彩が定められているものについてはこの限りでない。また、橋りょう等で地域のイメージの核となっており、地域の*47 ランドマークの役割を果たしているもの、その他の良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

(注) 敷地が一般地域と*21 景観形成地区に跨る場合は、原則として*21 景観形成地区の基準を適用する。

(注) 色彩基準の詳細については、別途定める「立川市景観色彩ガイドライン」による。